

平成 14 年 12 月 25 日

各 位

三井金属鉱業株式会社
株式会社 大井製作所

三井金属と大井製作所 株式交換契約書を締結

三井金属鉱業株式会社（以下、三井金属）（コード番号: 5706）と株式会社大井製作所（以下、大井）（コード番号: 7293）は、自動車機器関連事業の強化を目的として、平成 14 年 11 月 26 日に締結した株式交換に関する覚書に基づき、本日開催の両社取締役会決議を経て、三井金属が大井を完全子会社とする旨の株式交換契約書を締結しましたのでお知らせ致します。

1. 株式交換契約書の概要

1) 方式

三井金属が大井の完全親会社となり、大井が三井金属の完全子会社となるため、商法第 352 条から第 363 条までに定める方法により株式交換を行います。

2) 株式交換に際して発行する株式及び交換比率等

三井金属は、株式交換に際して、普通株式 13,660,375 株を発行し、これと三井金属が保有する自己株式 25,000 株を合わせた 13,685,375 株を、株式交換の前日の最終の大井の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載された株主（実質株主を含む）に対して、その所有する大井の普通株式 1 株につき、三井金属の普通株式 0.925 株の割合をもって割当交付します。

3) 利益配当の起算日

株式交換に際して割当交付される三井金属の株式に対する利益配当の計算は、平成 15 年 4 月 1 日を起算日とします。

4) 三井金属の増加すべき資本金及び資本準備金の額

株式交換によって三井金属の資本金は増加しません。

また、増加すべき三井金属の資本準備金の額は、株式交換の日に大井に現存する純資産額に、大井の発行済株式の総数に対する株式交換により三井金属に移転する大井の株式の数の割合を乗じた額から、大井の株主へ割当てる三井金属の自己株式の帳簿価額の合計額を控除した額とします。

5) 株式交換契約書承認総会

大井は、平成 15 年 2 月 25 日に開催する臨時株主総会において、本件契約書の承認及び株式交換に必要な事項に関する決議を求めます。

なお、商法第 358 条第 1 項の規定により、三井金属においては株式交換契約書の承認に関する株主総会の決議を求めることは予定されておられません。

2. 日程の概要

平成 14 年 12 月 25 日	株式交換契約書承認取締役会
平成 14 年 12 月 25 日	株式交換契約書の締結
平成 15 年 2 月 25 日	株式交換契約書承認臨時株主総会（大井）
平成 15 年 3 月 26 日	大井株式上場廃止
平成 15 年 3 月 31 日	大井株券提出期日
平成 15 年 4 月 1 日	株式交換の日

以上

本件お問い合わせ先

三井金属鉱業株式会社 経営企画部広報室 [担当：鹿江・浅木]
〒141-8584 東京都品川区大崎 1 の 11 の 1 (ゲートシティ大崎)
TEL 03(5437)8028

株式会社 大井製作所 経営企画室 [担当：原瀬・水野]
〒235-8588 神奈川県横浜市磯子区丸山 1 の 14 の 7
TEL 045 (757) 7000